



鳥取県公報

平成 29 年 11 月 28 日(火)
第 8 9 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (728) (東部福祉保健事務所) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (729) (企業支援課) 2
	保安林の指定 (730) (森林づくり推進課) 3
◇ 選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる 基幹放送事業者等 (41) 3

告 示

鳥取県告示第728号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社キリンの里	デイサービスセンターキリンの里もちがせ	鳥取市用瀬町別府357-16	平成29年11月6日	平成29年12月10日	介護予防通所介護

鳥取県告示第729号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) ハウジングランドいない河原店 鳥取市河原町布袋181
 - (2) ハウジングランドいない羽合店 東伯郡湯梨浜町大字田後455-1
 - (3) ハウジングランドいない東伯店 東伯郡琴浦町大字八橋166-1
 - (4) ハウジングランドいない淀江店 米子市淀江町佐陀710
 - (5) スーパーホームセンターいない米子店 米子市東福原七丁目22-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社いない 代表取締役 天野 達也 倉吉市河原町1770
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社いない 代表取締役 稲井 範行
変更後 株式会社いない 代表取締役 天野 達也
- 4 変更年月日
平成29年2月1日
- 5 届出年月日
平成29年10月6日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成29年11月28日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所地域振興局及び大規模小売店舗の所在地の市町村役場
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第730号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林の所在場所

八頭郡八頭町徳丸字上新田1569の3、1570の1、字竹市谷1655、1656の1、1656の2、1657の2、1660の1、1660の2、字中赤谷1662から1665まで

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第41号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成27年鳥取県選挙管理委員会告示第2号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等について）は、廃止する。

平成29年11月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

テレビジョン放送

日本海テレビジョン放送株式会社 1回

株式会社山陰放送 1回